

## モニタリング結果報告書

平成20年8月

モニタリングの対象となる施策目標	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること
------------------	--

## 1. 政策体系上の位置付け

基本目標	VI	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	1	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること
施策目標	1-1	男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること
個別目標 1	男女雇用機会均等確保に係る法令の履行を確保すること	
	(主な事務事業) ・制度是正指導強化事業 ・紛争解決援助事業	
個別目標 2	実質的に男女平等な職場環境を整備すること	
	(主な事務事業) ・ポジティブ・アクション普及啓発事業 ・セクシュアルハラスメント対策普及啓発事業	
個別目標 3	女性の能力発揮を支援すること	
	(主な事務事業) ・女性と仕事総合支援事業 ・メンター紹介サービス事業 ・女性の起業支援専用サイト事業 ・子育て女性起業支援助成金	
個別目標 4	育児・介護休業制度を定着させること	
	(主な事務事業) ・育児・介護休業制度普及・定着促進事業	
個別目標 5	両立支援に取り組む事業主を支援すること	
	(主な事務事業) ・一般事業主行動計画策定・実施促進事業 ・育児・介護雇用安定等助成金 ・ファミリー・フレンドリー企業普及・定着促進事業	
個別目標 6	育児・介護を行う労働者を支援すること	
	(主な事務事業) ・緊急サポートネットワーク事業	

<ul style="list-style-type: none"> <li>・再就職希望者支援事業</li> </ul>	
個別目標7 パートタイム労働者と正社員との均衡待遇を確保すること	
(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間労働者均衡待遇推進等助成金</li> </ul>	
個別目標8 短時間正社員制度の導入を促進すること	
(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> <li>・短時間正社員制度導入推進事業</li> </ul>	
個別目標9 在宅就業者の就業環境を整備すること	
(主な事務事業) <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅就業者支援事業</li> </ul>	
施策の概要(目的・根拠法令等)	
1 目的等 男女労働者が性別により差別されることなく、能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するとともに、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図ること等の目的のために、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者が仕事と育児・介護とを両立できるようにするための支援などの諸施策を推進する。	
2 根拠法令等 ○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号) ○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)(平成3年法律第76号) ○次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号) ○短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律(改正パートタイム労働法)(平成19年法律第72号)	
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課、職業家庭両立課、短時間・在宅労働課
関係部局・課室	

## 2. 施策目標に係る指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H15	H16	H17	H18	H19
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
1	役職者に占める女性の割合 (単位:%) (前年以上/毎年)	6.1 【101.7%】	6.7 【109.8%】	6.7 【100.0%】	7.3 【109.0%】	8.2 【112.3%】
2	育児休業取得率 (単位:%) (前年以上/毎年)	男性 0.44	男性 0.56 【169.7%】	男性 0.50 【89.2%】	男性 0.57 【129.5%】	男性 1.56 【312.0%】
		女性 73.1	女性 70.6 【110.3%】	女性 72.3 【102.4%】	女性 88.5 【121.1%】	女性 89.7 【124.1%】
3	小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置を規定している事業所の割合(単位:%) (前年以上/毎年)	10.2	10.5 【109.4%】	16.3 【155.2%】	18.0 【176.5%】	19.2 【117.8%】

4	緊急サポートネットワーク事業の事業利用者の継続就業率 (単位：%) (90%以上/平成19年度)	-	-	-	95 【-】	91 【101.1%】
5	再就職希望者支援事業の登録後1年以内に具体的な求職活動を始め人の割合(単位：%) (70%/平成19年度)	-	-	-	91.5 【-】	90.8 【129.7%】
6	短時間労働者均衡待遇推進等助成金を受けた事業所における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入により改善された事業所の割合(単位：%) (80%以上/平成19年度)	-	-	-	-	集計中
7	委託事業実施団体の傘下企業のうち、導入モデルとして参加した各企業における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入により改善された事業所の割合(単位：%) (80%以上/平成19年度)	-	-	-	-	80.0 【100.0%】
8	再就職セミナーを受講した者のうち、就職活動を開始した者の割合(単位：%) (80%以上/平成19年度)	-	-	-	81.7 【-】	86.7 【108.4%】
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、大臣官房統計情報部賃金福祉統計課の「賃金構造基本統計調査」による。 【参考】厚生労働省ホームページ (URL) <a href="http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexk-roudou.html#rou4">http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexk-roudou.html#rou4</a></li> <li>指標2及び指標3は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課の「雇用均等基本調査」(平成18年度までは「女性雇用管理基本調査」)による。平成16年度、平成17年度及び平成19年度は5人以上規模事業所調査、平成15年度及び平成18年度は30人以上規模企業調査。 目標達成率については、比較可能な年度と比較した数値であり、平成16年度は平成14年度と、平成17年度は平成16年度と、平成18年度は平成15年度と、平成19年度は平成17年度と比較した数値である。 【参考】厚生労働省ホームページ (URL) <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-18.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-18.html</a></li> <li>指標4は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課が実施した、当該事業の利用者に対する調査による。当該実績の把握は平成18年度からである。</li> <li>指標5は、(財)21世紀職業財団が実施した、当該事業の登録者に対するアンケート調査による。当該実績の把握は平成18年度からである。</li> <li>指標6は、当該助成金支給一年後に事業所に対して、指定法人である短時間労働援助センターが実施する調査による。当該助成金は平成19年度に新たに創設されたものであり、平成19年度の数値は、平成20年度中に集計する予定である。</li> <li>指標7は、委託事業実施団体が実施した成果調査による。当該事業は平成19年度に開始したものである。</li> <li>指標8は、再就職セミナー実施日から2か月後にセミナー参加者に対して(財)社会経済生産性本部が実施したアンケート調査による。</li> </ul>						

## 3. 個別目標に係る指標等

個別目標1	男女雇用機会均等確保に係る法令の履行を確保すること
-------	---------------------------

個別目標に係る指標
-----------

アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 役職者に占める女性の割合 (単位:%) (前年以上/毎年) ※施策目標に係る指標1と同じ	6.1 【101.7%】	6.7 【109.8%】	6.7 【100.0%】	7.3 【109.0%】	8.2 【112.3%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、大臣官房統計情報部賃金福祉統計課の「賃金構造基本統計調査」による。 【参考】厚生労働省ホームページ (URL) <a href="http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexk-roudou.html#rou4">http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhyo/indexk-roudou.html#rou4</a>					
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 労働局雇用均等室における是正指導の実施件数(単位:件) (前年以上/毎年)	5,624 【103.2%】	5,122 【91.1%】	5,042 【98.4%】	5,393 【107.0%】	15,096 【279.4%】
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、都道府県労働局雇用均等室の「男女雇用機会均等関係業務報告」による。 【参考】厚生労働省ホームページ (URL) <a href="http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/05/h0530-6.html">http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/05/h0530-6.html</a>					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 制度是正指導強化事業					
平成19年度 39百万円					
予算額 一般会計 年金特会、労働保険特会、その他( )					
実施主体 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
概要:雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。)に沿った雇用管理が実現されるよう、法令等の周知徹底を図るとともに、均等法に基づく報告徴収(法の目的を達成するための行政機関固有の権限として、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が法の施行に関し、必要があると認めるとき、事業主に対して報告を求めること)を実施し、均等法違反のあった事業場を対象に、是正指導を行っている。これは行政機関固有の権限として法の目的を達成するため事業主に対し行うものである。					
事務事業名 紛争解決援助事業					
平成19年度 6百万円					
予算額 一般会計 年金特会、労働保険特会、その他( )					
実施主体 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
概要:均等法に基づき、男女均等取扱いに関する紛争について、都道府県労働局長が公平な第三者という立場から助言、指導、勧告等を行うことにより、私法上(民事上)の紛争の解決援助を図るものである。					

個別目標2 実質的に男女均等な職場環境を整備すること					
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 役職者に占める女性の割合 (単位:%) (前年以上/毎年)	6.1 【101.7%】	6.7 【109.8%】	6.7 【100.0%】	7.3 【109.0%】	8.2 【112.3%】

※施策目標に係る指標1と同じ						
(調査名・資料出所・備考) ・指標1は、大臣官房統計情報部賃金福祉統計課の「賃金構造基本統計調査」による。 【参考】厚生労働省ホームページ (URL) <a href="http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhvo/indexk-roudou.html#rou4">http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/kouhvo/indexk-roudou.html#rou4</a>						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	労働局雇用均等室における女性等からの相談件数(単位:件) (前年以上/毎年)	13,230 【101.5%】	13,767 【104.1%】	13,927 【101.2%】	15,845 【113.8%】	19,200 【121.2%】
(調査名・資料出所・備考) ・指標1は、都道府県労働局雇用均等室の「男女雇用機会均等関係業務報告」による。 【参考】厚生労働省ホームページ (URL) <a href="http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/05/h0530-6.html">http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/05/h0530-6.html</a>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 ポジティブ・アクション普及啓発事業						
平成19年度 予 算 額 226百万円 一般会計、年金特会 <input checked="" type="checkbox"/> 労働保険特会 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
実施主体 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ( )						
概要: 企業におけるポジティブ・アクション(男女労働者間に生じている事実上の格差を解消するための企業の積極的な取組)をさらに普及させていくため、ポジティブ・アクション推進協議会や男女雇用機会均等月間等の事業、企業に対する助言等を行っている。 また、ポジティブ・アクションを実施しようとする企業にノウハウを提供する研修や、同業他社と比較した自社の女性の活躍状況の診断を受けられる女性の活躍推進状況診断等の事業を、(財)21世紀職業財団に委託して実施している。						
事務事業名 セクシュアルハラスメント対策普及啓発事業						
平成19年度 予 算 額 88百万円 一般会計、年金特会 <input checked="" type="checkbox"/> 労働保険特会 <input type="checkbox"/> その他 ( )						
実施主体 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 ( )						
概要: 事業主がセクシュアルハラスメント対策を講じられるよう、企業に対する啓発指導を行ったり、セクシュアルハラスメント相談に適切に対応するための事業やセクシュアルハラスメント対策を適切に実施するための実践的なノウハウを提供するためのセミナーを実施するものである。						

個別目標3 女性の能力発揮を支援すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	役職者に占める女性の割合 (単位:%)(前年以上/毎年)	6.1 【101.7%】	6.7 【109.8%】	6.7 【100.0%】	7.3 【109.0%】	8.2 【112.3%】
2	子育て女性起業支援助成金の支給を受けた事業主が、法人等を設立し雇用保険適用事業所となった日から1年経過後に雇用している労働者数及び事業継続割合 ①平均雇用労働者数(人)					1.0



個別目標4   育児・介護休業制度を定着させること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	育児休業取得率(単位:%) (前年以上/毎年) ※施策目標に係る指標2と同じ。	男性 0.44	男性 0.56 【169.7%】	男性 0.50 【89.2%】	男性 0.57 【129.5%】	男性 1.56 【312.0%】
		女性 73.1	女性 70.6 【110.3%】	女性 72.3 【102.4%】	女性 88.5 【121.1%】	女性 89.7 【124.1%】
2	小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置を規定している事業所の割合(単位:%) (前年以上/毎年) ※施策目標に係る指標3と同じ。	10.2	10.5 【109.4%】	16.3 【155.2%】	18.0 【176.5%】	19.2 【117.8%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1及び指標2は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課の「雇用均等基本調査」(平成18年度までは「女性雇用管理基本調査」)による。平成16年度、平成17年度及び平成19年度は5人以上規模事業所調査、平成15年度及び平成18年度は30人以上規模企業調査。</li> <li>目標達成率については、比較可能な年度と比較した数値であり、平成16年度は平成14年度と、平成17年度は平成16年度と、平成18年度は平成15年度と、平成19年度は平成17年度と比較した数値である。</li> <li>【参考】厚生労働省ホームページ (URL) <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-18.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-18.html</a></li> </ul>						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	育児休業制度等に関する相談件数 (一)	-	-	-	-	48,776
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、労働者、事業主等が都道府県労働局雇用均等室に対して行った相談件数であり、同室の業務報告による。</li> <li>指標1は、平成19年度に新たに設定した指標であるため、実績の把握は平成19年度からである。</li> </ul>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名   育児・介護休業制度普及・定着促進事業						
平成19年度   392百万円						
予算額   一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体   本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、檢疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )						
概要：育児休業制度の実態等仕事と家庭の両立にかかる各種制度の実態の把握、問題点の分析・検討や、法に基づく制度の普及・定着に向けた導入指導等により、安心して働き続けられる職場環境の整備促進を図る。						

個別目標5   両立支援に取り組む事業主を支援すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19

1	育児休業取得率(単位：%) (前年以上/毎年) ※施策目標に係る指標2と同じ。	男性 0.44	男性 0.56 【169.7%】	男性 0.50 【89.2%】	男性 0.57 【129.5%】	男性 1.56 【312.0%】
		女性 73.1	女性 70.6 【110.3%】	女性 72.3 【102.4%】	女性 88.5 【121.1%】	女性 89.7 【124.1%】
2	小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置を規定している事業所の割合(単位：%) (前年以上/毎年) ※施策目標に係る指標3と同じ。	10.2	10.5 【109.4%】	16.3 【155.2%】	18.0 【176.5%】	19.2 【117.8%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1及び指標2は、雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課の「雇用均等基本調査」(平成18年度までは「女性雇用管理基本調査」)による。平成16年度、平成17年度及び平成19年度は5人以上規模事業所調査、平成15年度及び平成18年度は30人以上規模企業調査。</li> <li>目標達成率については、比較可能な年度と比較した数値であり、平成16年度は平成14年度と、平成17年度は平成16年度と、平成18年度は平成15年度と、平成19年度は平成17年度と比較した数値である。</li> </ul>						
【参考】厚生労働省ホームページ (URL) <a href="http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-18.html">http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-18.html</a>						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	一般事業主行動計画策定届出件数 (単位：社) (一)	—	—	14,383	18,955	24,775
2	育児・介護雇用安定等助成金支給 金額(単位：百万円) (一)	3,381	2,194	2,027	2,620	4,389
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、都道府県労働局雇用均等室の業務報告による。制度の開始は平成17年度からである。</li> <li>指標2は、都道府県労働局及び指定法人(財)21世紀職業財団の業務報告による。</li> </ul>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 一般事業主行動計画策定・実施促進事業						
平成19年度 43百万円(補助割合：[国 / ][ / ][ / ])						
予 算 額 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(事業主団体)						
概要：次世代育成支援対策推進法に基づき、企業等において、仕事と子育ての両立を図るための必要な雇用環境の整備等に関する「一般事業主行動計画」の策定・実施が適切に行われるよう、周知啓発、指導を行う。						
事務事業名 育児・介護雇用安定等助成金						
平成19年度 10,702百万円						
予 算 額 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )						
概要：中小企業子育て支援助成金、両立支援レベルアップ助成金、育児休業促進等助成金の支給を通じ、育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい雇用環境の整備を行う事業主を支援する。						
事務事業名 ファミリー・フレンドリー企業普及・定着促進事業						
平成19年度 77百万円						



予 算 額	一般会計、年金特会、 <u>労働保険特会</u> 、その他（ ）
実施主体	<u>本省</u> 、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、 <u>検疫所</u> 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 <u>公益法人</u> その他（ ）
概要	ポスター、リーフレットの作成やシンポジウムの開催等、積極的な広報・啓発、企業の「職業家庭両立推進者」に対する研修、仕事と家庭の両立に関して他の規範となる企業の表彰などを通じ、ファミリー・フレンドリー企業（仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行う企業）の普及・定着を促進する。

個別目標6 育児・介護を行う労働者を支援すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	緊急サポートネットワーク事業の事業利用者の継続就業率 (単位:%) (85%以上/平成19年度) ※施策目標に係る指標4と同じ。	-	-	-	95 【-】	91 【101.1%】
2	再就職希望者支援事業の登録後1年以内に具体的な求職活動を始める人の割合(単位:%) (70%以上/平成19年度) ※施策目標に係る指標5と同じ。	-	-	-	91.5 【-】	90.8 【129.7%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課が実施した、当該事業の利用者に対する調査による。当該実績の把握は平成18年度からである。 ・指標2は、(財)21世紀職業財団が実施した、当該事業の登録者に対するアンケート調査による。当該実績の把握は平成18年度からである。						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	緊急サポートネットワーク事業実施か所数(単位:団体) (-)	-	-	26	37	40
2	再就職希望者支援事業における再就職準備セミナーの参加者数(単位:人) (-)	8,714	8,519	9,470	9,697	8,013
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課調べによる。平成17年度に新たに開始した事業である。 ・指標2は、平成18年度までは指定法人(財)21世紀職業財団の業務報告、平成19年度は委託先団体の業務報告による。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 緊急サポートネットワーク事業						
平成19年度 608百万円						
予 算 額 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ）						
実施主体 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、 <u>検疫所</u> 都道府県、市区町村、独立行政法人、 <u>社会福祉法人</u> 、 <u>公益法人</u> その他（特定非営利活動法人）						
概要：子どもの突発的な病気、急な出張等による子育て中の労働者の育児等に係る緊急のニーズに対応し、NPO法人等において、専門技能を有するスタッフを登録、						

あつ旋することにより、仕事と家庭の両立を支援する。	
事務事業名	再就職希望者支援事業
平成19年度 予 算 額	490百万円 一般会計、年金特会、 <u>労働保険特会</u> 、その他( )
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、 <u>検疫所</u> 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 <u>公益法人</u> その他( )
概要：育児などにより離職し、再び職業に就くことを希望する者は、育児などの時間的制約から再就職に向けた取組を集中的に行うこと等が難しいことから、再就職希望者支援事業受託団体(全国47か所)においてコンサルタントが、再就職希望者に対し、本格的な求職活動を開始する前の準備段階から、職業意識の向上、職業能力の開発などに役立つ支援を行う。	

個別目標7 パートタイム労働者と正社員との均衡待遇を確保すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	短時間労働者均衡待遇推進等助成金を受けた事業所における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入により改善された事業所の割合(単位：%) (80%以上/平成19年度) ※施策目標に係る指標6と同じ。	-	-	-	-	集計中
2	短時間雇用管理者の選任数 (単位：人) (前年度以上/平成19年度)	43,517 【-】	45,946 【-】	46,871 【-】	48,465 【-】	50,625 【104.5%】
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、当該助成金支給一年後に事業所に対して、指定法人である短時間労働援助センターが実施する調査による。</li> <li>・当該助成金は平成19年度に新たに創設されたものであり、平成19年度の数値は、平成20年度中に集計する予定である。</li> <li>・指標2は、都道府県労働局雇用均等室の業務報告による。各年度末時点の数値である。</li> </ul>						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 短時間労働者均衡待遇推進等助成金						
平成19年度 512百万円						
予 算 額 一般会計、年金特会、 <u>労働保険特会</u> 、その他( )						
実施主体 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、 <u>検疫所</u> 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 <u>公益法人</u> その他( )						
概要：パートタイム労働者と正社員との均衡を考慮した待遇(均衡待遇)に向けた取組を行う事業主を支援するため、以下の支援等を行う。						
(1)パートタイム労働者の仕事や能力に応じて、正社員と共通の評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパートタイマーが1名以上出た場合、50万円を助成する。						
(2)パートタイム労働者の仕事や能力に応じた評価・資格制度を設けた上で、実際に格付けされたパートタイマーが1名以上出た場合、30万円を助成する。						
(3)パートタイム労働者から正社員への転換制度を設けた上で、実際に転換者が1名以上出た場合、30万円を助成する。						
(4)短時間正社員制度を設けた上で、実際短時間正社員が1名以上出た場合、30万円を助成する。						
(5)正社員との均衡を考慮した教育訓練制度を設けた上で、パートタイム労働者延べ30名以上に実施した場合、30万円を助成する。						
(6)パートタイム労働者の健康診断の制度を設けた上で、その受診者が1名以上出た場合、30万円を助成する。						

個別目標 8 短時間正社員制度の導入を促進すること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 委託事業実施団体の傘下企業のうち、導入モデルとして参加した各企業における導入した制度に該当する労働者の離職率について、導入により改善された事業所の割合 (単位: %) (80%以上/平成19年度) ※施策目標に係る指標7と同じ	—	—	—	—	80.0 【100.0%】
2 委託事業実施団体数 (一)	—	—	—	—	3
(調査名・資料出所、備考)					
・指標1は、委託事業実施団体が実施した成果調査による。 ・本事業は平成19年度に新たに開始したものである。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 短時間正社員制度導入推進事業					
平成19年度 50百万円(補助割合: [国 / ] [ / ] [ / ])					
予算額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )					
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(商工会議所等)					
概要 : 業界又は地域の特性を踏まえて、短時間正社員制度(「短時間正社員」とは、フルタイムの正社員より所定労働時間が短く、残業が基本的でない「正社員」をいい、育児や地域活動など個々人のライフステージやライフスタイルに応じた多様な働き方を提供しながら、就業時間に比例した待遇が得られる制度)の周知、調査研究等を統一的に実施するとともに、企業の事例を収集しノウハウを蓄積・共有すること等により、制度導入を効果的に推進することを目的として、傘下企業に影響力のある事業主3団体(川口商工会議所、岡山県経営者協会、(社)全日本病院協会)に短時間正社員制度導入推進のための各種事業を委託。					

個別目標 9 在宅就業者の就業環境を整備すること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H15	H16	H17	H18	H19
1 再就職セミナーを受講した者のうち、就職活動を開始した者の割合 (単位: %) (80%以上/平成19年度) ※施策目標に係る指標8と同じ	—	—	—	81.7 【—】	86.7 【108.4%】
2 ウェブサイトへのアクセス件数 (単位: 件) (前年度以上/平成19年度)	151,690	64,087	731,499	1,206,976	1,247,721 【103.4%】
(調査名・資料出所、備考)					
・指標1は、再就職支援セミナー実施日から2か月後にセミナー参加者に対して(財)社会経済生産性本部が実施したアンケート調査による。 ・本事業は平成18年度に事業内容を見直したものであるため、平成15～平成17年の欄への記載はなし。					

- ・指標2は、在宅就業者のためのeラーニング等スキルアップシステム及び在宅就業に関する情報提供を行っている情報サイト「Home Worker's Web」(URL) <http://www.homeworkers.jp> へのアクセス件数であり、(財)社会経済生産性本部の平成19年度委託事業実績報告書による。

施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要	
事務事業名	在宅就業者支援事業
平成19年度 予 算 額	62百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他( )
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )
概要：①「在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン」(URL： <a href="http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/zaitaku/aramashi.htm">http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/josei/zaitaku/aramashi.htm</a> )の周知・啓発。 ②在宅就業者のための情報サイト「Home Worker's Web」(URL) <a href="http://www.homeworkers.jp">http://www.homeworkers.jp</a> におけるeラーニング等スキルアップシステム及び在宅就業支援情報の提供。 ③在宅就業者の再就職に必要な知識・能力等を付与することを目的とした再就職セミナー等を実施。 ④在宅就業を希望する者や在宅就業者に対し、発注者とのトラブル等について相談員が電話・eメール等により相談対応を実施。	